

地方の道路整備と道路特定財源に関する提言

地方の道路整備の状況については、高規格・地域高規格道路などの幹線道をはじめ未だ十分でなく、今後とも完成年次を明示しながら、早期完成を目指すべきである。

また、道路特定財源の見直しにあたっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要なとしている道路整備を遅らせることがないように、議論を進めるべきである。

1. 道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会資本である。
2. 少子・高齢化が急速に進展していく21世紀において、豊かな生活、活力ある地域社会、安全で安心できる国土の実現のためには、将来にわたって、国民共通の資産である道路を計画的に整備することが重要である。
3. 地方においては、移動手段を自動車に依存している地域が多いが、主要な幹線道路のネットワークをはじめ、防災対策や医療・通学など生活道路の面においても、まだ道路整備は十分とは言えない。
一方、都市部においても、交通渋滞の解消やバリアフリー化、電線類の地中化など、都市環境の整備を進める必要がある。
さらに、道路の維持管理については、今後老朽化した橋梁、トンネル等において維持補修費の増大が見込まれている。
4. このような中、地方の道路整備費に占める道路特定財源の比率については約4割程度であり、地方は毎年多くの一般財源を投入し、道路整備を行っている。
5. このため、道路特定財源の見直しにあたっては、地方の声や道路整備の実情に十分配慮し、地方が真に必要なとしている道路整備を遅らせることがないようにするとともに、道路特定財源については、道路整備の財源として確保し、地方公共団体への配分割合を高めるなど、地方公共団体における道路整備財源の充実に努めるよう提言する。

平成18年5月29日